

## 《特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会 実施要領》

1. 教育目的：病院以外の実習施設で次に掲げる分野（以下「特定分野」という）について実習指導者の任にある者、又は将来これらの施設の実習指導者となる予定の者、もしくは看護師養成所で実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術・態度を習得させることを目的とする。

＜特定分野＞

- ・保健師養成所における公衆衛生看護学
- ・助産師養成所における助産学
- ・看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論
- ・准看護師養成所における老年看護及び母子看護

※ 本講習会の修了者は、特定分野のいずれにおいても実習指導者となることができる。

2. 目 標
- 1) 実習指導者としての教育的素地を養う
  - 2) 看護基礎教育における、臨地実習の位置づけと目的を理解する
  - 3) 臨地実習の内容と効果的な指導方法を理解する
  - 4) 看護実践を振り返り、看護観を深める
3. 主 催：埼玉県
4. 実 施：公益社団法人 埼玉県看護協会
5. 開催期間：令和6年5月13日（月） ～ 5月24日（金） 9日間（45.5時間）
6. 会 場：公益社団法人 埼玉県看護協会 埼玉県看護協会研修センター（西大宮）
7. 受講要件：保健師、助産師又は看護師として通算3年以上の実務経験があり、現在所属する施設の実習指導者、又は将来実習指導者となる予定の者であって、次の各号のいずれかに該当する者。  
ただし、2)については、助産師確保対策の一環として、当面の間は、以下に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても当講習会の受講を認めることとする。
- 1) 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師
  - 2) 助産師養成所における助産学実習を行う以下に掲げる実習施設の助産師
  - 3) 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護論実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師、助産師又は看護師
  - 4) 准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師、助産師又は看護師
- ※保健師養成所の実習施設
- ①市町村 ②保健所 ③地域包括支援センター ④精神保健福祉センター ⑤事業所 ⑥学校
  - ⑦社会福祉施設 ⑧上記①～⑦に類する施設
- ※助産師養成所の実習施設
- ①診療所 ②助産所 ③保健所 ④市町村保健センター ⑤母子保健センター
  - ⑥上記①～⑤に類する施設
- ※看護師養成所の実習施設
- ①診療所 ②訪問看護ステーション ③介護老人保健施設 ④介護老人福祉施設 ⑤保健所
  - ⑥地域包括支援センター ⑦在宅介護支援センター ⑧社会福祉施設 ⑨療養通所介護事業所
  - ⑩上記①～⑨に類する施設
- ※准看護師養成所の実習施設
- ①診療所 ②介護老人保健施設 ③介護老人福祉施設 ④社会福祉施設
  - ⑤上記①～④に類する施設

8. 定 員 : 30 人

9. 研修内容 : 講義、演習

10. 受講費用 受講料は主催者の負担とする。但し、資料代として別に8,000円徴収します。

**※受講決定後、マナブルの「申込結果」が「承認」となりましたら、マナブルから受講費用をお支払いください。**

11. 修了証書の交付 : 講習会修了者には、修了証書を発行いたします。

12. 申込方法 : 埼玉県看護協会ホームページ「マナブル」から申し込んでください。

13. 申込み期間 : 令和6年4月1日(月) ~ 4月19日(金)

14. 受講決定通知 : 令和5年4月23日(火)に郵送します。

15. 問い合わせ : 〒331-0078 埼玉県さいたま市西区西大宮3-3  
埼玉県看護協会研修センター(西大宮) Tel : 048-624-3300

16. 聴講について : 令和6年度 看護学生実習指導者講習会聴講について参照